

認定通関業者等が行うカルネによる輸出申告  
及び輸入申告に係る所轄の特例に関する公告

関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 92 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号。以下「輸徴令」という。）第 30 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づき、特定輸出者及び特例輸入者（下記 1. の対象官署における輸出申告又は輸入申告の手続を自ら行う者に限る。）並びに認定通関業者（以下「認定通関業者等」という。）が行うカルネによる輸出申告及び輸入申告に係る所轄の特例について下記のとおり定め、令和 8 年 2 月 1 日より施行することとしたので、関税法施行令第 92 条第 5 項及び輸徴令第 30 条第 5 項の規定により公告する。

これに伴い、認定通関業者等が行うカルネによる輸出申告及び輸入申告に係る所轄の特例に関する公告（令和 6 年 10 月 25 日掲示第 118 号）については、令和 8 年 1 月 31 日限りで廃止する。

令和 8 年 1 月 28 日

大阪税関長 日置 重人

記

1. 対象官署

大阪税関本関、南港出張所

2. カルネ申告の所轄の特例

上記 1. の対象官署の管轄区域内に蔵置される貨物であって、カルネにより一時的に輸出又は輸入がされるものについて、認定通関業者等がカルネによる輸出申告及び輸入申告（以下「カルネ申告」という。）を行う場合において、認定通関業者等が、事業所・営業所ごとに、当該貨物の蔵置場所を管轄する税関官署（以下「蔵置官署」という。）以外の対象官署に対してカルネ申告をすることについてあらかじめ税関に申出があったときは、対象官署の管轄区域に関わらず、当該申出に基づく税関官署（以下「申告官署」という。）において、そのカルネ申告に係る手続を行うものとする。

なお、この場合において、本関の管轄区域内に蔵置される貨物について、南港出張所における関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 19 条の規定に基づく税関官署の開庁時間（以下「開庁時間」という。）以外の時間に、南港出張所に行われるカルネ申告は、関税法第 98 条の規定により開庁時間以外の時間に事務を執行する場合を除き、本関に行うこととする。

### 3. カルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認

上記2. により行うカルネ申告に係る貨物の検査及び貨物確認は、原則、蔵置官署において行うものとする。ただし、当該貨物の貨物確認については、申告官署の長が必要と認めるときは、申告官署において行うことができるものとする。